



市民が相互に
尊重し合いながら、
共生する
社会の実現を目指して

相談窓口のご案内

ひとりで悩む前に、相談してみましょう。

電話受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

全国共通人権相談ダイヤル
(みんなの人権110番)
最寄りの法務局につながります。

☎ 0570-003-110

こどもの人権110番

「いじめ」など子どもの人権に関する
専用相談電話です。

☎ 0120-007-110

女性の人権ホットライン

女性の人権に関する
専用相談電話です。

☎ 0570-070-810

児童相談所虐待対応ダイヤル
(24時間対応)

管轄の児童相談所に電話転送をします。

☎ 189



逗子市子ども相談室

受付時間は午前8時30分から午後5時00分まで。

土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。ファクス共用。

ファクスでは、休みの日や夜でも送信できます。翌受付時間に、受け付けます。

☎ 046-871-8801

インターネット人権相談受付窓口

最寄りの法務局から
後日、回答します

<https://www.jinken.go.jp/>



制作発行 / 逗子市教育委員会 神奈川県逗子市逗子5-2-16 電話 046-873-1111(代)



人権とは…「生きていたい」、「自由でいたい」、「幸福でいたい」という、すべての人に共通する願いを支えるものであり、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」のことで、互いに尊重しあえる社会を目指して。

逗子市教育委員会

